

答 申 の 概 要

件 名	児童通告書等に係る部分開示決定に対する第三者異議申立て（諮問第 15 号）		
本 件 保 有 個 人 情 報	開示請求者の子に関する被害情報が記載された児童通告書等		
主 な 非 開 示 理 由	条例第 17 条第 3 号（開示請求者以外の個人情報）、同条第 7 号（事務又は事業に関する情報）		
実 施 機 関	静岡県知事		
諮 問 庁	静岡県知事		
諮 問 年 月 日	平成 24 年 2 月 27 日	答 申 年 月 日	平成 24 年 5 月 29 日
主 な 論 点	<p>1 請求者の知る権利を充足することを目的とすると思料される場合や情報コントロール権の保護と関係しない保有個人情報の開示請求は認められるのか（条例第 15 条該当性）。</p> <p>2 本件保有個人情報のうち、開示請求者と開示請求者以外の者の共有情報についてどのように取り扱うか（条例第 17 条第 3 号該当性）。</p>		
<p>審査会の結論 実施機関の決定は妥当である。</p> <p>審査会の判断</p> <p>1 本件保有個人情報について 本件保有個人情報は、開示請求者の子に関する被害情報が記載された児童通告書等である。</p> <p>2 条例第 15 条と情報コントロール権との関係について 条例第 15 条の規定は、情報コントロール権から直接導かれたものではなく、条例の文言上も、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定され、請求目的を限定しておらず、開示請求に対して、対象となった保有個人情報を開示するかどうかは、条例第 17 条に規定する非開示情報に該当するか否かによって判断することとなる。</p> <p>3 開示請求者と開示請求者以外の者の共有情報について 本件保有個人情報のうち、今回の部分開示決定により、開示される部分には、異議申立人が、いつ、どこで、開示請求者の子に対して、どのような行為を行ったかが記載されているが、当該情報は、異議申立人の情報であるとともに、開示請求者の子の情報であるともいえる。このように、開示請求者と開示請求者以外の者の共有情報については、「開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの」に該当しないか又は「開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれ」がない限り、開示請求者に開示されるべきものである。 当該情報については、条例第 18 条第 2 項の規定により、具体的な事件発生場所を非開示とすることにより、特定の個人を識別することはできないこと、また、被害者が体験したとされる情報であり、開示請求者が既に知っている内容であること、広く一般の目にふれることは想定しがたいこと、加えて、実施機関からも、今回の部分開示の内容であれば、異議申立人に対する今後の指導への影響はないとの説明があったことを踏まえると、本件保有個人情報を部分開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは判断できない。</p>			